

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
衛生管理										

規範項目52

必須・重要・推奨

安

汚染していない水の使用

かん水や薬剤散布など、栽培に使う水も、菌を媒介する原因の一つです。どのような水を使っているのかしっかり把握し、汚染の恐れがあるときは、可食部にかからないようにするなどの対応を取ることが必要です。特に、養液栽培では、培養液の汚染防止に最大限の注意を払うことが求められます。

取組事項

- ・ 作業に使用している水の水源を把握する。
- ・ 飲用可能な水以外を使う場合は、汚染の監視と汚染の可能性のあるものの除去を速やかに行う。
- ・ 水源の汚染が分かった場合は、汚染源の除去や清掃等により、速やかに汚染を解消する。
- ・ 養液栽培では、定期的な水質検査や資材の保守点検・清掃・消毒を行う。

動物ふん便などの汚染源から農産物へと有害微生物を仲介するものとして、人や堆肥と並び、農業用水が考えられます(表)。このため、栽培には汚染の可能性が低い水を使用する必要があります。

【水源の把握】

栽培に用いている水が、どのような経路で来るのかを知っておくことは、水の安全性を確保する第一歩です。安全のためには、水道水など飲用している水を使うことが理想的です。特に出荷前に農作物を洗浄する場合には、飲用に適する水を使用しましょう。

【汚染の監視・除去】

水の流れる経路に、動物のふん等の汚物や堆肥などにより大腸菌等に汚染される危険性がないか、日常的に確認することが大切です。特に、大雨や洪水の後は、汚染が生じている可能性が高くなりますので、ほ場の点検と併せて、水路や水源なども観察するようにしましょう。

もし、水路や水源が汚染されていたら、汚染源の除去や清掃等により、速やかに汚染を解消することが大切です。

【汚染水の不使用・使用時の留意点】

汚染されている水は、汚染を解消するまで使用しないことが基本です。なお、その水を使用しなければならぬ場合は、特に農作物の可食部分にかからないよう、かん水時に十分注意しましょう。

また、忘れがちですが、農薬等の希釈に用いる水についても直接可食部に散布されるので、汚染の恐れがある水を用いてはいけません。

【養液栽培をする場合】

養液栽培では、養液中に微生物が増殖する恐れがあり、特に注意が必要です。必ず、汚染の可能性の無いきれいな水を用いましょう。

また、水供給システムについては定期的に保守点検や清掃・消毒を実施しましょう(図4)。

表 生食用野菜ほ場の水における大腸菌検出状況

	調査点数	検出点数	大腸菌検出率
ねぎほ場	478	21	4.4%
トマトほ場	499	99	20%
キュウリほ場	683	100	15%

出典:生食用野菜における腸管出血性大腸菌及びサルモネラの実態調査結果
(農林水産省)より作成

注:本結果はふん便汚染の指標として検査したものであり、大腸菌の多くは病原性を有しておらず、
食中毒の危険性を直ちに示すものではない。



図1 汚染源の例(水源の工場排水)



図2 汚染源の例(冠水)



図3 頭上かん水
(収穫直前に汚染水が残っている間は使用しない)



図4 養液資材の洗浄(定期的を実施)

図1、2、4 出典:NPO法人 農業ナビゲーション研究所「GAP取組支援データベース」

【根拠法令等】

- コーデックス生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範
(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)
- 生鮮野菜を衛生的に保つために-栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針-
(平成23年度農林水産省公表)